亀山市建設工事に係る共同企業体取扱指針

(目的)

(目的)

第1条 この指針は、亀山市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の基本的要件、競争入札参加資格審査に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることにより、技術力等を結集して工事の安定施工を確保するとともに、市内業者の健全な育成及び技術力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「特定建設工事共同企業体」とは、技術 難度の高い工事あるいは大規模な工事の施工に際し、亀山市の発 注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(基本的要件)

- 第3条 特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる要件をすべ て満たすものとする。
 - (1) 構成員の数 構成員の数は、2又は3企業とする。
 - (2) 競争入札参加資格

共同企業体として競争入札参加申請を行う工事の業種について、構成員の全員が亀山市の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 営業年数

参加を申請しようとする建設工事に対応する建設工事の種類について、建設業法の許可後の年数が3年以上あること。

(4) 出資比率

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。

なお、代表者の出資比率は、構成員の中で最大でなければならない。

(対象工事)

- 第4条 特定建設工事共同企業体が施工する工事は、工事設計額が 次のとおりのもので、本指針の目的を総合的に勘案し、共同企業 体による施工が適当と認められたものとする。
 - (1) 土木工事の規模は、5億円以上の工事とする。
 - (2) 建築工事の規模は、7億円以上の工事とする。
 - (3) 建築工事に付随し、かつ、分割発注する機械設備工事、 電気設備工事については、2億円以上の工事とする。 なお、建築工事に付随しない機械設備工事、電気設備工 事についても同様とする。
 - (4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、土木工事及び建築工事の規模、内容等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事については、特定建設工事共同企業体に発注することができるものとする。

(工事の指定)

第5条 特定建設工事共同企業体が施工する工事の指定は、亀山市 請負工事業者等指名審査会(以下「審査会」という。)の審査を 経て行うものとする。

(特定建設工事共同企業体を構成する企業の資格要件、結成)

- 第6条 前条に基づく工事の指定を行おうとするときは、当該工事 の特定建設工事共同企業体の構成員に適した企業の資格要件につ いて、審査会の審査を受けなければならない。
- 2 前項の審査会で構成員となる企業の資格要件が適当と認められたときは、市長は、当該工事の概要、資格要件及びその他工事の施工に必要な事項を公示するものとする。
- 3 前項の規定により、資格要件があると認められた企業は、任意 に特定建設工事共同企業体を結成するものとする。この場合、1 の企業は2以上の共同体の構成員になることはできない。
- 4 特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、原則として、国 土交通省指導の共同施行方式(甲型)によるものとする。ただし、

この方式によらない場合は、審査会の審査を経て市長が決定するものとする。

(特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請)

- 第7条 前条第3項により結成された特定建設工事共同企業体は、 市長の指定する日までに、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
 - (2) 特定建設工事共同企業体協定書
 - (3) 使用印鑑届
 - (4) 委任状

(特定建設工事共同企業体の認定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに参加資格の 審査を行い、審査結果を特定建設工事共同企業体の代表者に通知 するものとする。ただし、参加資格があると認めた者に対しては、 省略することができる。

(存続期間)

第9条 契約の相手方となった特定建設工事共同企業体は、特定工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、当該特定工事の契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該特定工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

附則

この指針は平成19年6月14日から施行する

附則

この指針は平成23年6月1日から施行する。

附則

この指針は平成28年4月1日から施行する。